

軽自動車税(種別割) 税額一覧表

●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種		年税額
原動機付自転車	第一種 (50cc以下又は定格出力0.6kW以下)	2,000円
	第一種 (125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)	2,000円
	第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下)	2,000円
	第二種 乙(90cc又は定格出力0.8kW以下)	2,000円
	第二種 甲(125cc又は定格出力1.0kW以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
雪上車(スノーモビル等)		3,600円
軽二輪(125cc超~250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

●三輪以上の軽自動車

車種			年税額		
			旧税率	新税率	重課税率*
H27.3.31までに初回検査を受けた車両			H27.4.1以降に初回検査を受けた車両	初回検査から13年を経過した車両	
四輪以上 (660cc以下)	三輪(660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円
	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

*重課税率について

グリーン化(環境への負荷の低減をはかるための施策)を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両は、平成28年度分から、新税率に概ね20%の税率を上乗せした税率が課せられる制度が導入されています。

◎グリーン化特例: 軽課税率 (特例適用は初年度に限る)

下記の排出ガス基準及び燃費基準を達成したものについては、初年度のみ税額が軽減されます。特例が適用される年度は、75%軽減・50%軽減は令和8年度まで、25%軽減は令和7年度までです。

車種			年税額		
			電気自動車等	令和12年度燃費基準+90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(※1)	令和12年度燃費基準+70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(※1)
新税率の 概ね75%軽減			新税率の 概ね50%軽減	新税率の 概ね25%軽減	
四輪以上 (660cc以下)	三輪(660cc以下)		1,000円	2,000円(※2)	3,000円(※2)
	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—

※1…ガソリン車、ハイブリッド車で、★★★★(平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車)に限る。

※2…営業用車に限る。